

No	サービス種類	キーワード	質問	回答	根拠となる通知等
1	訪問介護	身体介護20分未満	20分未満の身体介護を提供する場合には、概ね何分以上のサービスを行った場合算定可能か。	何分以上といった規定はありません。ただし、訪問介護の内容が単なる安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には算定できません。	—
2	通所介護	送迎減算について	歩行練習も兼ねて介護スタッフ同伴で自宅まで帰った場合、減算対象か。また予防の利用者の場合はどうか。	介護スタッフが送迎に関わる場合は減算とはなりません。予防に関しては減算がありません。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P745(14)
3	通所介護	送迎時の居宅内介助について	送迎時の居宅内介護は迎えに行ったとき、送ったときと2回分(合計1時間分)実施することは可能か。	算定留意事項に「一日三十分以内」との記載があるため、一日に一時間分の計画への位置づけはできませんが、迎えと送りの際に行った居宅内介助の合計時間が三十分以内であれば計画への位置づけは可能です。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P738
4	通所介護 通所リハビリ	中重度者ケア体制加算の取得に関する計算方法	利用者の割合を計算する場合、利用者の総数に要支援者は含めるか。	要支援者は総数へ含めないこととなっております。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P740(8)②
5	通所介護	認知症加算の取得に関する計算方法	利用者の割合を計算する場合、利用者の総数に要支援者は含めるか。	要支援者は総数へ含めないこととなっております。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P742(10)②

No	サービス種類	キーワード	質問	回答	根拠となる通知等
6	通所介護	中重度者ケア体制加算・認知症加算の取得に関する計算方法	利用者の割合を計算する際、利用者の実人員、利用者の延人員、どちらを計算の基礎として使用するか、事業所の選択によるかの理解でよいのか。	そのとおりです。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P740(8)②・P742(10)②
7	通所介護	認知症加算の日常生活自立度の確認について	認知症加算にかかる認知症高齢者の日常生活自立度については、主治医の意見書、認定調査書、どちらを判断の基準とするのか。	居宅サービス単位数表に関する事項の通則において「日常生活自立度の決定に当たっては、(中略)主治医意見書を用いる」とされております。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P711(7)
8	通所介護	中重度者ケア体制加算の人員要件について	常勤の看護師1名が各営業日に「看護職員兼機能訓練指導員」として勤務しているが、この場合「通所介護を行う時間帯を通じて専ら」の要件を満たすこととなるか。	当該加算にかかる看護職員については兼務が認められておりませんので、配置要件を満たさないこととなります。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P740(8)④
9	訪問介護	集合住宅に居住する利用者へのサービス提供について	事業所に隣接する夫婦宅の一軒家へ訪問を行った場合、「集合住宅に居住する利用者へのサービス提供」に該当するのか。	「指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」は養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に限られるため、一般の住宅は対象となりません。	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊P717(11)①②
10	居宅介護支援事業所	特定事業所加算の届出について	平成27年3月31日まで「特定事業所加算Ⅱ」を取得している事業所が平成27年4月から「特定事業所加算Ⅱ」を算定する場合は届出が必要となるか。	必要となります。 現状:特定事業所加算Ⅰ ⇒ H27.4:特定事業所加算Ⅱ 現状:特定事業所加算Ⅱ ⇒ H27.4:特定事業所加算Ⅲ の場合は届出の必要はありません。	—